

令和8年度 地域活動に取り組むNPOや地域団体等に対する資金調達力向上のための
支援業務（講座・伴走支援） 仕様書

1. 委託業務名

地域活動に取り組むNPOや地域団体等に対する資金調達力向上のための支援業務（講座・伴走支援）

2. 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3. 事業の目的

- ・人口減少や少子高齢化社会が進む中、NPOや地域団体等による地域課題への取り組みや地域貢献のための活動が重要となっている。そのようなNPOや地域団体等の多くにおいて、新興の団体ほど組織運営力がなく、特に活動資金が不足しているのが現状である。
- ・活動継続のための資金調達力の向上を図る支援を実施するため、地域活動に取り組むNPOや地域団体等に対して、資金調達力の向上を図る講座の開催及び伴走支援を行う。

4. 業務内容

地域活動に取り組むNPOや地域団体等に対して、資金調達力の向上を図ることを目的とした支援業務として、講座の開催及び講座受講後の伴走支援を行う。

(1) 資金調達力の向上を図るための講座の実施

- ・神戸市内において地域活動に取り組むNPOや地域団体等（以下「対象団体」という。）を対象に、資金調達力向上を図るためのノウハウを習得できる講座を開催する
- ・講座の内容や形式は事業者の提案によるものとするが、クラウドファンディングに限らず、広く資金調達について学べる内容とすること
- ・40団体以上が受講できる体制を整えること
- ・対象団体の募集にあたっては、効果的に広く周知すること
- ・対象団体の種類や形態は問わない
- ・受講を希望する団体が想定を超える場合は、設立5年未満の団体及び昨年度実施した資金調達力向上のための支援を受けていない団体を優先して受講させること
- ・講座を実施する場所は、神戸市中央区とする。会場は、市との協議の上決定すること
- ・対象団体の参加費等は無料とする
- ・講座の資料や映像等を市ホームページ等で掲載するよう市から要請を受けた場合、協議の上掲載内容を決定すること

(2) 講座で学んだ内容を実践するための伴走支援

- ・講座を受講した対象団体のうち15団体以上に対し、講座で学んだ内容を実践するため、「地域活動に取り組むNPOや地域団体等に対する資金調達力向上のための支援事業（WEBサイトの制作）」（以

下「WEBサイトの制作事業」という。)において制作したWEBサイトを活用し、クラウドファンディングを実施するための伴走支援を行う

- ・クラウドファンディングを実施する期間は、令和8年12月を含めた3か月程度とすること
- ・伴走支援を行う対象団体の選定や実施方法等は、事業者の提案によるものとするが、設立5年未満の団体及び昨年度実施した資金調達力向上のための支援を受けていない団体を優先すること
- ・対象団体の参加費等は無料とすること
- ・WEBサイトの制作事業を実施する事業者と連携のうえ、業務に取り組むこと
- ・具体的な事例紹介を行いながら、地域等へのアプローチ支援や広報等の相談についても個別にアドバイスをを行うこと

(3) その他

① 広報

- ・講座及び伴走支援の実施にかかる広報物作成は委託事業者が行うこと。

② アンケート

- ・講座終了後及び伴走支援終了後に、対象団体に対してアンケートを実施すること。アンケートには、本業務を評価できる項目（満足度や改善点等）を盛り込み、事前に内容を市と協議すること。結果を市へ報告書すること。

③ 事業の打ち合わせ等

- ・円滑に業務を遂行するため、受託者は、委託契約締結後に速やかに市と協議して講座の内容等について、決定すること。また、必要に応じて、市と打ち合わせ等を行うものとし、特に契約時及び事業終了後には、必ず打ち合わせ・報告等を行うこと。
- ・その他委託業務の実施において必要な事項については、市および関連する委託事業者間で適宜連絡調整を行うこと。

④ 業務報告の作成及び提出

- ・契約期間終了までに、業務報告書を提出すること（報告書作成費も委託費に含む）。業務報告書には、実施業務の概要、参加団体名、参加者の延べ人数及び実数等、本業務を通じた結果や効果、アンケート結果、本業務を踏まえた次年度以降に向けた提言などを記載すること。

⑤ その他

- ・別途企画提案募集を実施しているWEBサイトの制作事業と連携した業務を提案することを可能とする。
- ・WEBサイトの制作事業と連携した提案を行う場合、いずれか一方の事業のみを実施する場合との違いがわかるようにすること。また、見積書においてもその違いがわかるよう記載すること
- ・トラブルが生じた場合は速やかに対応策を講じるとともに、即時、市に報告すること。その後、追って詳細及び対応結果についても市に報告すること。

5. 委託事業費（契約上限額）

金 1,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

6. 委託料の支払について

- ・業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする

7. 事業実施上の留意点

- ・業務の遂行にあたっては公正・中立性を確保しなければならない。
- ・受託者は、「神戸市情報公開条例」の趣旨を踏まえ、市の指示のもと、必要な措置を講じなければならない。
- ・苦情処理にあたっては、責任者を明示して適切な体制をとること。
- ・委託業務の履行により有体物及び無体物（以下「成果物」という。）が作成されたときは、成果物に係る受託者の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）、所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）は、市に帰属、若しくは受託者は市に譲渡する。
- ・市からのスケジュールの変更・中止要請があれば、各業務のスケジュール変更・中止を行うとともに、円滑に事業が開始できるよう、市と協議の上、事業の実施内容の変更等に対応すること。
- ・この仕様書に明記されていない業務については、その都度、市と十分協議すること。

8. 情報の保護について

- ・個人情報の取り扱いについては、関係法令および「神戸市情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意すること。

（参照）神戸市情報セキュリティポリシー

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

- ・本業務で得た利用者の個人情報は、適切に保護し、本業務の目的以外は使用しないこと。遺漏等が発覚した際は、契約を解除する可能性もある。
- ・個人情報の管理方法及び管理場所等の報告をすること。